

付添人プラクティス報告 (最終回)

第12回 身体拘束からの解放に向けて ～勾留決定、観護措置決定が取り消された事件～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

少年事件においても身体拘束は安易になされる。しかし、学校に通っている場合はもとより、仕事に従事している場合であっても、身体拘束によって少年が受ける不利益は著しいものであり、未熟な少年に及ぼす精神的影響も計り知れない。捜査段階においては、少年の防御力は非常に弱く、捜査機関の意のままに調書等が作成されるにもかかわらず、弁護士が積極的に関与しない限り、捜査機関が提出した一方的な資料のみから、裁判所によって安易に身体拘束が決定される。

適正手続を経た少年自身が納得の行く処分がなされてこそ、少年の真の更生につながり得る。適正手続確保のために、弁護士、付添人として、どのような活動を行なうべきか。身体拘束からの解放に向けた活動を中心に報告・議論がなされた。

< 事案 >

少年(当時16歳、女子)は、共犯者15名と共に、約1.5kmにわたり、時速約20～40kmの速度で普通自動二輪車等約8台を連ねて通行させ、道路一杯の広がり走行、蛇行運転、右側通行及び信号無視などを繰り返したという道路交通法(共同危険行為等の禁止)違反の事件。事件の間、少年は当時交際していた共犯者Aに誘われるまま、Aの運転する普通自動二輪車後部座席に同乗していた。

① 勾留請求に対して

(1) 具体的活動

毎日少年と接見し、事情を聞くと共に少年を励ました。また父親と打合せをして、上申書及び身元引受書を作成した。検察官に対しては、勾留請求をしないように求める意見書を提出後、面談したが、満期に勾留請求がなされた。その後、裁判官に対し、勾留請求却下を求める意見書を提出し、裁判官と面接するも、勾留決定。そこで裁判所に対し、勾留決定に対する準抗告を提出し、裁判官と面談したところ、勾留請求が却下された。

本件では、逮捕前に相談が来ていたため、逮捕を避

けるための活動として何か考えられないかとの問題が提起された。この点、出席者からは、弁護士選任届を持参して刑事と話をし、こちらが把握している事実及び捜査に協力する旨を伝えること、また少年に対しては、取調べにきちんと応じること、応じないと逮捕される可能性が高くなることをアドバイスすることが必要であるとの意見が出された。

(2) 準抗告認容～決定の要旨～

- 多数当事者による悪質な事案である
- 現在でも交友関係を続けている共犯者もいる
- 被疑者から本件に参加した経緯、共謀状況等について詳細な供述が得られていない
 - 関係者に働きかけ、罪証を隠滅するおそれがないとはいえない
- 近年の不良な生活態度、家庭環境等
 - 逃亡のおそれがないとはいえない

↓ しかし

- 後部座席に同乗していたのみであり、従たる役割を果たしたに過ぎない
- 共犯者と従来からの親密な交友関係があったような事情はうかがえない
- 本件犯行に参加したのは偶発的である
- 逮捕前から関与を認めている
- 既に相当数の共犯者が逮捕されており、犯行の全体像が相当程度明らかになっている
- 被疑者の年齢、同居の実父が監督誓約している
 - 勾留の必要性があるとまでは認めがたい

② 観護措置決定に対して

(1) 具体的活動

社会記録が提出されたので、閲覧したところ、調査官の処遇意見は保護観察であった。しかしその後、裁判官との電話で、裁判官から身柄の引き上げを考えていると告げられた。この時点では家庭裁判所に事件が送致されてから既に3ヶ月が経っていた。裁判官に対し、観護措置の不要性、不当性を訴え、観護措置

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

をとらないことを求める意見書を提出したが、その後の審判で、少年に対して観護措置決定がなされた。そこで観護措置決定に対する異議申立書を提出し、他の部の裁判官と面談したところ、異議申立てが認容され、観護措置決定が取り消された。

出席者からは、なぜこの時期に観護措置がとられたのかとの質問があったが、追送致記録に、少年が取調べに対し「くそうぜえ」などと書いているブログのコピーが提出されていたことなどから反省していないのではないかと判断された、あるいは共犯者が全員観護措置をとられたこととの均衡、また前歴の多さなどから必要と考えられたのではないかと報告がなされた。いずれにせよ、裁判官からも少年が処分を納得するような説明がなされる必要があるのではないかと意見が述べられた。

また出席者から引き上げ時の少年への説明に際して工夫したことは何かとの質問がなされたが、本件では不当な措置であるとの付添人の思いを少年に対してストレートに伝えることで偶々うまくいったが、観護措置に臨む心構えなどについてきちんとした説得が必要なケースもあるとの意見が述べられた。

(2) 異議申立認容～決定の要旨～

- ・約16名による共同危険行為であり悪質である
- ・本件の取調べについて、ブログに「くそうぜえ」と書き込んでいる

→ 要保護性は軽くなく、観護措置をとる必要性がないとはいえない

↓ しかし

- ・調査官による調査は相当に行なわれ、処遇意見の付された調査表が既に提出されている
- ・事件後既に半年以上が経過している
- ・釈放後、アルバイトとして稼働し、調査等の呼出しにも素直に応じている
- ・生活態度に特段の問題は見られない
- ・本件手続の経緯

→ この時点で観護措置決定をしなければいけない

根拠がいささか薄弱であり、少年にとって、唐突すぎる感をぬぐい去ることができない

→ 観護措置決定は相当性を欠くものといわざるを得ない

③ その他

全体を通じて、裁判官との面接において具体的に何を話せばよいかとの問題が提起された。この点、出席者からは、面談することにより裁判官の心証について感触が分かるというメリットがある、裁判官から厳しい質問をされたときには逆に脈があるとの意見が出た。また、裁判官はその少年がよい子なのか、本当に反省しているのかなど記録以外のさまざまな角度から知りたいという思いが強く、付添人が来て話してくれることは嬉しい、という話を裁判官から直接聞いたことがあるという話も出た。このことから記録に出ていない事情を、面接において直接裁判官に伝えることは重要であるとの結果となった。

その他にも、裁判官の不当な訴訟指揮に対する抗議としてどのような方法が考えられるかとの問題にさまざまな議論がなされたが、最終的には忌避という手段がありうるとの意見も述べられた。

また今回は身体拘束からの解放がなされた事案であったが、釈放後の少年に対するケア、とくに就職先探しなどで考えられる工夫は何か問題が提起された。この点、出席者からは、モチベーションの維持、方法の提案などができることの限界か、就職先を無理に紹介してもうまくいかないことも多いとの意見が出た。また少年に生活記録をつけてもらう、毎日電話をする等の活動をしたという報告があった。

④ 手持ち事件の相談

家裁送致後17日で成人してしまう少年の傷害事件について、逮捕・勾留されていたが、付添人の活動により観護措置は免れたが、調査官から成人前に調査をして即日審判を行なうと言われているという事案の報告があり、処分の見通し等について議論がなされた。